

ケアラー・ヤングケアラー支援について

1 これまでの県の取組

- 令和3年2月 地域包括支援センターを訪れたケアラーの方々を対象に、ケアラー実態調査を実施
- 3月 部局横断的な「ケアラー支援庁内連絡会議」を設置
- 8月 日本ケアラー連盟理事、ヤングケアラー経験者を講師に、ケアラー支援勉強会を開催
- 10月 「かながわケアラー支援ポータルサイト」を開設
<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>



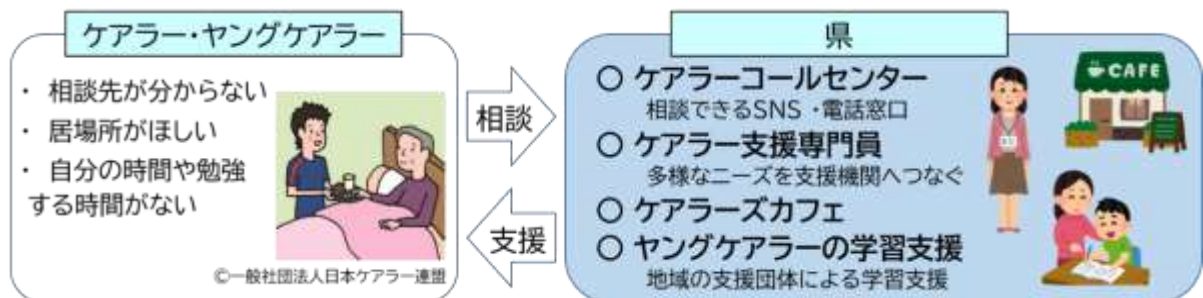
2 令和4年度新規事業について

(1) 目的

ケアラー・ヤングケアラーが抱える課題は、福祉、教育の他、様々な分野にわたるため、どこに相談してよいかわからない、相談があっても既存の枠組みでは十分な支援が行えないといった理由から、支援につながりづらい状況となっています。

そこで、適切な支援体制の構築に向けて、次の事業を開始します。

(2) 事業内容



① 電話によるケアラー相談

ケアラー・ヤングケアラーが気軽に相談でき、必要に応じて効果的な支援へとつなげられる体制を構築するため、「かながわケアラー電話相談」を令和4年6月10日(金)から開設。

相談受付電話番号 045-212-0581

② SNSを活用した相談

若年層等、既存の電話相談につながりにくい者からの相談を受け付けるため、ヤングケアラー等(主に子ども・若者世代のケアラー)を対象に「かながわヤングケアラー等相談LINE」を令和4年5月9日(月)から開設。

友だち追加URL <https://line.me/R/ti/p/@kana-youngcarer>



③ ケアラー支援専門員の設置

各分野の相談・支援に携わる者同士のネットワーク構築や、複数の分野にまたがるなど困難事例の支援に向けた情報提供・連絡調整を行う者を設置することにより、ヤングケアラー等の支援体制を構築する。

〔各分野の支援機関を対象とした研修会の開催や、市町村や各種相談窓口からの二次相談を実施。〕

④ ケアラーズカフェ支援事業（詳細は今後検討）

ケアラー同士による自発的な相談（ピアサポート）を行う当事者団体の立ち上げや、既存団体のオンライン化対応等の経費を支援する。（立ち上げ支援）

⑤ 学習支援事業（詳細は今後検討）

学業に不安を抱える（元）ヤングケアラー等を支援するため、地域の子ども支援団体等に対し、学習支援活動を行う際の経費を支援する。（立ち上げ支援）

添付資料 「かながわヤングケアラー等相談LINE」記者発表資料（令和4年5月6日）
「かながわケアラー電話相談」記者発表資料（令和4年6月8日）

問合せ先

高齢福祉課

企画グループ 依田、沖山

電話 045-210-4835（直通）

LGWAN メール：fkaigo.48@pref.kanagawa.lg.jp




ヤングケアラー等からの相談を LINE で受け付けます

かながわヤングケアラー等相談 LINE を新たにスタート

家族や友人等をケアするヤングケアラーを主な対象に、ケアのこと、家庭や学校、進路のことなど、様々な相談を受け付ける窓口を令和4年5月9日(月曜日)に開設します。

家族のケアのことで困っているけれどどうしたらいいかわからない、ケアで忙しく学校や仕事に支障が出ている、相談窓口はたくさんあるがどこに相談したらいいかわからない…。どんな相談でも、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

名称	かながわヤングケアラー等相談 LINE
対象	神奈川県内に住んでいる主に子ども・若者世代のケアラー
相談日・時間	月曜・火曜・木曜・土曜の 14 時から 21 時まで ※ 祝日・休日・12 月 29 日から 1 月 3 日を除く 予約不要・匿名・無料での相談
ID	@kana-youngcarer
二次元コード	
県ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/line-counseling.html

電話相談窓口も準備中

今後、ケアラー・ヤングケアラーからの相談を受け付ける電話相談窓口も開設する予定です。詳細が決まり次第、改めて御案内します。

◎ ケアラーとは

ケアラーとは、こころやからだに不調がある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアすることです。(出典:日本ケアラー連盟)

◎ ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている、18 歳未満の子どものことです。

(出典:日本ケアラー連盟)

また、18 歳以上の若者についても、ヤングケアラーと同様のケアを行っている場合があります。

(若者ケアラー)

〔参考〕

ケアラー支援ポータルサイト

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>

ヤングケアラーのコーナー

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>

〔SDGsの推進について〕

県では、SDGsの達成にもつながる取組として、過重な負担が掛かっているケアラーを社会全体で支援する取組を推進してまいります。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、県民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
課長 垣中 電話 045-210-4830
企画グループ 依田 電話 045-210-4835

ともに生きる 新子



ケアラー・ヤングケアラーからの相談を電話で受け付けます

かながわケアラー電話相談を新たにスタート

家族や友人等をケアするケアラー・ヤングケアラーを対象に、ケアに関する様々な相談を電話で受け付ける窓口を令和4年6月10日(金曜日)に開設します。

家族のケアのことで困っている、ケアで忙しく仕事との両立に悩んでいる、ケアに関する悩みを聞いてほしい…。どんな相談でも、ひとりで悩まず、気軽に相談してください。

名称	かながわケアラー電話相談
対象	神奈川県内に住んでいるケアラー・ヤングケアラー
相談日・時間	水曜日・金曜日の10時から20時まで 日曜日の10時から16時まで ※ 祝日・休日・12月29日から1月3日を除く 予約不要・匿名での相談
電話番号	045-212-0581
県ホームページ	https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html#counseling

◎ ケアラーとは

ケアラーとは、こころやからだに不調がある人の「介護」「看病」「療育」「世話」「気づかい」など、ケアの必要な家族や近親者、友人、知人などを無償でケアする人のことです。(出典:日本ケアラー連盟)

◎ ヤングケアラーとは

ヤングケアラーとは、家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どものことです。

(出典:日本ケアラー連盟)

また、18歳以上の若者についても、ヤングケアラーと同様のケアを行っている場合があります。(若者ケアラー)

[参考]

かながわヤングケアラー等相談LINE

ヤングケアラーを主な対象に、LINEでも相談を受け付けています。

(<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html#counseling>)

ケアラー支援ポータルサイト

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/u6s/carers/index.html>

ヤングケアラーのコーナー

<https://www.pref.kanagawa.jp/docs/he8/young-carer2021.html>

〔SDGsの推進について〕

県では、SDGsの達成にもつなげる取組として、過重な負担が掛かっているケアラーを社会全体で支援する取組を推進してまいります。



ともに生きる社会
かながわ憲章

KANAGAWA CHARTER for an Inclusive Society

- 私たちは、あたたかい心をもって、すべての人のいのちを大切にします
- 私たちは、誰もがその人らしく暮らすことのできる地域社会を実現します
- 私たちは、障がい者の社会への参加を妨げるあらゆる壁、いかなる偏見や差別も排除します
- 私たちは、この憲章の実現に向けて、私民総ぐるみで取り組みます

問合せ先

神奈川県福祉子どもみらい局福祉部高齢福祉課
課長 垣中 電話 045-210-4830
企画グループ 依田 電話 045-210-4835

